

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月
② 昭和 57 年 11 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に、父が私の国民年金の加入手続きを行い、それ以来、両親が私の国民年金保険料を納付し、大学卒業後も家業に従事したので、そのまま両親が保険料の納付を続けてくれた。昭和 48 年に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたが、申立期間①について、私の分のみが未納とされているのは納得できない。

また、昭和 57 年 10 月に会社を退職後、同年 11 月に国民年金に加入してから 60 歳になるまで国民年金保険料を納付していた。保険料は、妻が夫婦二人分と私の母親の保険料を納付していたが、申立期間②について、私の分のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1 か月と短期間である上、オンライン記録では、申立人の妻は当該期間の国民年金保険料が納付済みとされていること、及びA市の国民年金収滞納一覧表では、当該期間直前の期間について申立人及びその妻の保険料は、同一日に納付されていることが確認できることなどから、申立期間①の保険料についても、その妻の保険料と併せて納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人の妻は、申立人及びその母親の国民年金保険料を自身の分と併せて納付していたと供述しているものの、A市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録によると、当該期間直後の昭和 60 年度及び 61 年度の保険料は、申立人の妻及び母親は、毎月末の同一日に納付し

ているのに対し、申立人の保険料については数か月分の一括納付、1年分の前納等の記録があり、その納付日も夫婦で異なっていることが確認できることから、申立期間②の保険料について、申立人の妻が申立人の分を含めて納付していたものとは考え難い。

また、申立人の妻が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年7月

私は、平成元年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料をA町役場（現在は、B市役所C支所）などで納付した。同年8月からはD社に就職したので、それからは厚生年金保険の被保険者となった。

ところが日本年金機構の被保険者記録照会回答票では、国民年金保険料の納付期間は元年4月から同年6月までの期間であり、申立期間は国民年金の未加入期間とされていた。そこでE年金事務所にその旨を確認すると、2年2月に申立期間の保険料を還付しているとのことであった。

私は、行政からの誤った連絡に基づいて還付を受けたのに、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所有する国民年金保険料領収書により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成元年7月18日にF銀行G支店で納付していることが確認できるものの、国民年金保険料還付整理簿では、申立人が同年同月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、2年2月23日に申立期間の保険料が還付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び申立人が所有する年金手帳では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成元年8月7日とされている上、年金事務所では、同被保険者資格の取得日を同年7月1日とした根拠は不明であるとしているなど行政側の記録管理の不備が認められることから、申立期間については、本来還付すべきでない期間を誤って還付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが相当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされている。国民年金保険料は定期的に納付しており、申立期間の4か月のみが未納期間となっていることは考えられないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録により、納付年月日が判明する平成6年4月以降の国民年金保険料は、申立人の申立てどおり、おおむね定期的に納付していることが確認できる上、申立期間直後の7年10月及び8年1月の国民年金保険料が当初、納付済みとして記録されていることが確認でき、申立人が7年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い当該期間に係る保険料は過誤納とされているにもかかわらず、保険料還付の記録が見当たらないなど社会保険事務所（当時）における不適切な事務処理が見られることなどを踏まえると、申立人は申立期間についても国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年10月まで
② 平成6年10月

私の母は平成4年3月頃にA市B区役所に出向き、私と私の兄の国民年金の加入手続を同時に行うとともに、兄弟二人分の国民年金保険料を納付したと聞いているが、申立期間①の保険料が未納と記録されており、納得がいかない。

また、申立期間②の国民年金保険料は、私はC市に転居していたが、自分で郵便局において納付したはずである。

両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成4年3月頃に申立人の母親が申立人及びその兄の国民年金の加入手続を同時に行い、兄弟の申立期間①を含む過去2年間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、兄弟の国民年金手帳記号番号は、兄弟間で大きく離れている上、申立人及びその兄の記号番号の前後における被保険者の記録、申立人の兄に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から、申立人の兄の記号番号は同年8月31日に、申立人の記号番号は同年12月25日に別々に払い出されていることが確認でき、申立人の記号番号が払い出された時点において、申立人の母親は、時効により兄弟二人の申立期間①の国民年金保険料を一括納付することができなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録により、申立期間①直後の平成2年11月から3年3月までの期間に係る申立人及びその兄の国民年金保険料が過年度納付されてい

ることが確認できるとともに、当該過年度納付された金額は、申立人の母親が当時納付したと申立人が主張する国民年金保険料額とも一致することを踏まえると、申立人の母親は、当該過年度納付された期間に係る納付額を申立期間①を含む期間に係る納付額と混同して記憶している可能性が考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人は、平成2年11月以降、国民年金の加入期間について、当該期間を除く国民年金保険料は全て納付していること、及び複数回にわたる厚生年金保険被保険者資格喪失時の国民年金への種別変更手続きが適切に行われていること等からみて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親の年金制度に対する理解は深く、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、かつ当該期間直前の国民年金保険料が納付済みであり、申立人がC市に転居したとしている時期においても当該期間の国民年金保険料が従前の住所地において納付可能な状況にあったことがうかがえることを踏まえると、申立人の母親が申立期間②においても国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成10年10月は41万円、同年11月から11年3月までは50万円、同年4月から12年4月までは53万円、同年5月から同年7月までは50万円、同年8月から13年2月までは53万円、同年3月は59万円、同年4月から18年4月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から18年5月1日まで
年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。
申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び預金取引明細記録並びにA社が提出した賃金台帳において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成10年10月は41万円、同年11月から11年3月までは50万円、同年4月から12年4月までは53万円、同年5月から同年7月までは50万円、同年8月から13年2月までは53万円、同年3月は59万円、同年4月から18年4月までは53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めているところ、申立事業所が保管する平成15年9月、16年9月及び17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届け出られていることが確認できる上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全ての期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和22年4月1日から24年4月1日まで

昭和22年4月1日にA社C事業所病院看護婦養成所に入学し、午前は同社C事業所病院で勤務した。また、卒業後は引き続き同社C事業所病院に看護婦として勤務し、29年9月末に退職した。同社C事業所病院看護婦養成所の同期で、一緒に同社C事業所病院に勤務した同僚が、22年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C事業所が保管する職員退職記録簿及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業所病院看護婦養成所の同窓会名簿において、申立人と同期であると確認できる者のうち申立人を含む複数の者について、厚生年金保険被保険者資格の取得日が厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において一致しておらず、申立人については、当該払出簿における同資格の取得日は昭和24年1月1日、当該被保険者名簿における同資格の取得日は同年4月1日と記録されていることが確認できること、i) 前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者であることが確認できる一人は、当該払出簿において、当初申立人と同日である同年1月1日と記録されていた被保険者資格の取得日が22年4月1日に訂正されていること、ii) 前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者

であることが確認でき、当該払出簿において、申立人と同日である 24 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得している 4 人について、オンライン記録における同資格の取得日が 22 年 4 月 1 日に訂正されていること、iii) 申立人と一緒に同社 C 事業所病院看護婦養成所に入学し、同社 C 事業所病院で勤務したと供述する同僚は、当該払出簿、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、22 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、同社 C 事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同日であると推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月26日から同年5月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、46年5月1日付けで同社B支店C事務所から同社D出張所へ異動になったが、同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年4月26日と記録されているため、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空白となっている。同社B支店C事務所には同年4月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する申立人の従業員名簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA社B支店C事務所から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年3月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人は、「明確に昭和46年4月26日とは憶えていないものの同年4月後半にA社D出張所への応援を命ぜられ、その後正式に異動になった。」と供述しているところ、A社は、「人事異動に伴う事務処理に何らかの手違い

があって、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が漏れていると思われる。」と回答していることから、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月1日から同年9月1日まで

年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書並びにA社が提出した賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めているところ、申

立事業所が保管する平成 19 年 9 月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届け出られていることが確認できる上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全ての期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年5月1日は25万円、同年8月8日は35万円、同年12月26日は35万円、16年4月30日は25万円及び同年8月10日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日
② 平成15年8月8日
③ 平成15年12月26日
④ 平成16年4月30日
⑤ 平成16年8月10日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無いことが分かったので、申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に支給された賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成15年5月1日は25万円、同年8月8日は35万円、同年12月26日は35万円、16年4月30日は25万円及び同年8月10日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除した

が、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成8年9月は18万円、同年10月から9年1月までは19万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月30日から9年2月13日まで
② 平成9年2月13日から同年12月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。A社に係る申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した平成8年9月から9年1月までの期間に係る給与明細書などから判断すると、申立人が申立期間①においてA社に勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、オンライン記録では、8年9月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

一方、オンライン記録により、A社は、平成9年2月13日付けで8年9月30日に遡って厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われており、当該処理日において厚生年金保険の被保険者であった者の全

員が同日に遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失していること、同社に係る滞納処分票により、申立期間①当時に同社は厚生年金保険料の滞納があったことが確認できること、及び当該訂正処理前の記録から、同日において同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これら事実を総合的に判断すると、申立人について、平成9年2月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実と異なるとは考え難く、8年9月30日に遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の当該被保険者資格の喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間①の標準報酬月額については、訂正処理前のオンライン記録から、平成8年9月は18万円、同年10月から9年1月までは19万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した平成9年2月から同年11月までの期間に係る給与明細書などから判断すると、申立人が申立期間②においてA社に勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成9年2月13日付けで8年9月30日に遡って厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、法人登記簿によれば、同社は法人として継続していることが確認できる上、同社に係るオンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び申立人と同様に遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失する処理が行われた前述の複数の同僚の雇用保険の被保険者記録により、申立期間②当時、同社において一人以上の従業員が常時勤務していたことが推認されることなどから判断すると、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所に該当しない旨の届出を行っていたと認められることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、平成9年2月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を申立期間①については平成11年5月1日、申立期間②については13年11月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を24万円、申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年3月31日から同年5月1日まで
② 平成13年8月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が確認できない旨の回答であった。

申立期間に勤務していたA社に係る給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する平成11年3月から同年4月までの期間及び13年8月から同年10月までの期間に係る給与明細書等により、申立人は両申立期間においてA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万円、申立期間②は22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は平成11年3月31日に一旦厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったものの、13年4月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所となった後、同年8月31日に再度、厚生年金保険の適用事業

所に該当しなくなっており、両申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業法人登記簿により、両申立期間及びその前後の期間において同社が解散した記録が確認できないことなどから、同社は、両申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行っていたと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額である28万円から13万4,000円へ減額されているが、A社に勤務していた期間中に給与支給額が大幅に減額された記憶が無い上、平成9年9月には同社の営業部長職に就任し、部長職手当を月額6万円も受け取っていた。

申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間中に給与支給額が大幅に減額された記憶は無いとして、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てているところ、申立期間当時の申立事業所の総務部長は、「当時、申立人の給与支給額を減額したことは無く、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正した記憶も無い。」と供述している。

また、申立人が提出した預金取引明細照会に記載されている給与振込額により、平成9年10月1日の定時算定対象月（平成9年5月から同年7月までの期間）に該当する3か月分の平均振込月額が約23万円であるのに対し、同年12月1日の月額変更算定対象月（平成9年9月から同年11月までの期間）に該当する3か月分の平均振込月額は約31万円と増額していることが確認できる。

さらに、申立事業所が保管する申立人に係る、平成9年12月改定時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、申立人の標準報酬月額を、「役職手当の増」を理由に28万円から38万円に改定するとの届出が社会保険事務所に提出されていることが確認できる一方、当該被保険者標準報酬改定通知

書から、本来オンライン記録として入力されるべき申立人の「改定後の標準報酬月額」欄の次の段に、同僚の「従前の標準報酬月額」の欄があり、同欄に申立てに係るオンライン記録と同一額の13万4,000円と記載されていることが確認できるところ、日本年金機構B事務センターは、「明らかに、下の欄の数字を誤って入力したと考えられる。」と述べていることなどから判断すると、申立期間の標準報酬月額の改定に際し、オンライン記録に38万円と入力処理すべきところ、当該被保険者標準報酬改定通知書の別の欄の金額を誤って入力処理したものと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成9年12月改定時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月25日から27年4月1日まで

D社（現在は、B社）に入社してから定年退職するまでの期間に一度も転職したことも無く継続して勤務していたが、昭和26年11月に同社（申立期間当時の商号はA社）本社から同社C支店へ転勤になった以降の5か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事記録及び同社本社人事担当部の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年11月25日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和26年10月の健康保険の標準報酬月額（1万円）及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における27年4月の健康保険の標準報酬月額（1万2,000円）が申立期間当時の厚生年金保険標準報酬等級表による最高等級（第10級）の標準報酬月額（8,000円）を超えることから、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「根拠となる資料は無いが、申立期間において、

申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）へ納付したものと推定している。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成2年10月は16万円、同年11月から3年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月5日から3年10月21日まで

A事業所に現場責任者として勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成2年10月及び3年3月から同年9月までの期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間のうち、平成2年11月から3年2月までの期間については、申立人は給与支払明細書を所持していないものの、オンライン記録から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は現場責任者として入社し、申立期間において勤務形態等の変更は無く、現場責任者のまま退職した。」と供述しているほか、申立人が提出した厚生年金保険被保険者資格取得時の2年10月の給与支払明細書では、出勤日数が3日で基本給が15万円となっているのに対し、3年3月から同年9月までの期間に

係る給与支払明細書では、いずれも出勤日数は 26 日以上であり、基本給は 27 万円となっていることなどから判断すると、2 年 11 月から 3 年 2 月までの期間については、同年 3 月から同年 9 月までの期間と同等の給与が支給され、事業主により当該給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 2 年 10 月は 16 万円、同年 11 月から 3 年 9 月までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月14日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年度夏期賞与支給明細書及び賃金台帳により、申立人は、22万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月15日に、事業主が申立期間当時に申立人の賞与額を「不支給」とする誤った届出を行ったとして訂正の届出を行っていることが確認できる上、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表及び申立人が所持する賞与支払明細書により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月7日に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れていたとして当該届出を行っていることが確認できる上、事業主は、申立てに係る届出を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成3年5月2日から4年4月1日までの期間及び9年8月1日から11年3月12日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年5月から4年3月までは32万円、9年8月から11年2月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年5月2日まで
② 平成3年5月2日から11年3月12日まで

申立期間①について、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないが、平成3年4月分に係る給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、実際の給与支給額に比べて低い金額で標準報酬月額が記録されているので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正するか、又は少なくとも控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の事業主の回答から判断すると、当該期間における申立人の勤務実態が推認できるところ、申立人が提出した給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなるのは平成3年5月1日であるが、法人登記の記録によれば、同年3月1日に法人として設立登記されていることが確認できる上、当時の事業主は、「申立期間①当時、5人程度の従業員が勤務していた。」と回答していることなどから判断すると、申立期間①の始期である同年4月1日から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年5月1日までの期間においても、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した平成3年4月分に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び控除保険料額に見合う標準報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与明細書により、申立期間②のうち、平成3年5月2日から4年4月1日までの期間及び9年8月1日から10年7月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、標準報酬月額に係る記録を、3年5月から4年3月までは32万円、9年8月から10年6月までは26万円に訂正することが妥当である。

また、平成10年7月1日から11年3月12日までの期間については、申立人は給与明細書を提出していないものの、当該期間の直前の、申立人が給与明細書を提出している9年4月から10年6月までの期間において、給

与明細書に記載された給与総支給額（50 万円）及び保険料控除額（2 万 3,290 円）に全く変更が無い上、申立人も、「退職するまでの期間については、給与支給額の 50 万円は変更されておらず、厚生年金保険料の控除額も変更されていないと思う。」と供述していることなどから判断すると、10 年 7 月 1 日から 11 年 3 月 12 日までの期間においても、同額の給与が支給され、同額の厚生年金保険料が継続して控除されていたと認められることから、給与明細書が提出されている 9 年 8 月から 10 年 6 月までの期間と同様に、標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、これらの期間における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料を保管していないものの納付した旨回答しているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期間にわたり一致しないことから、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所に行っており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成 4 年 4 月から 9 年 7 月までの期間については、給与明細書が提出されているところ、当該明細書で確認できる保険料控除額（給与明細書が提出されていない平成 6 年 6 月については、前後の期間に係る保険料控除額から推認）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものとは認められない。

また、オンライン記録により、A 社において、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「入社当時の給与の総支給額は約 28 万円で、退職前は 30 万円を超えるぐらいではないかと思う。」と供述しているものの、同人のオンライン記録による標準報酬月額は、厚生年金保険の被保険者期間の全期間において、同人が記憶する当時の給与総支給額より低い 20 万円であることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（19万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 21 日から 8 年 1 月 21 日まで

A社に勤務していた際の標準報酬月額が実態とは相違し、極端に低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、申立人がA社における厚生年金保険被保険者の資格を取得した平成7年11月21日直後の同年11月29日に19万円と記録されていたにもかかわらず、約3か月後の8年2月28日に、同資格を取得した日に遡及して11万円に減額訂正されている上、翌日である同年2月29日に同年1月21日付けで同資格を喪失させる処理が行われ、約3か月後の同年5月7日に、再度、同資格を取得した日に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A社において平成8年2月28日（申立人についての1回目の標準報酬月額減額処理日）より前に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の入力処理が行われている72人（申立人を除く。）全員に、申立人と同時期に、同資格取得時の標準報酬月額が遡及して9万2,000円又は9万8,000円に大幅に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によれば、上記の減額訂正処理が行われた当時、同社には多額の厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、当該減額訂正処理について、社会保険事務所が関与していたと推測できる事跡が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年2月28日で行われた、申立期間に係る標準報酬月額を11万円に遡及して減額する処理及び同

年5月7日付けで行われた、申立期間に係る標準報酬月額を9万2,000円に遡及して減額する処理を行う合理的な理由は見当たらず、これらによる標準報酬月額の減額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録により、19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から7年10月1日まで

年金事務所の記録によれば、A社における申立期間に係る標準報酬月額の記録は11万円となっているが、実際の報酬月額は約38万円であったので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、それぞれ定時決定により、平成6年9月は5年9月20日に38万円で、6年10月から7年9月までは6年9月5日に38万円で一旦記録されていたにもかかわらず、約3か月後の同年11月24日に、同年9月は随時改定として、同年10月から7年9月までは定時決定として、それぞれ11万円に遡及減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人と同様に、前述の遡及減額処理が、申立人以外に、事業主及び申立人と同じ取締役である一人についても行われていることが確認できる。

さらに、不納欠損処理簿によれば、A社については、前述の遡及減額処理が行われた平成6年までに、年金保険料及び延滞金に係る多額の不納欠損が発生していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主は、「厚生年金保険料等の滞納があったために、社会保険事務所の度重なる指導を受けていた。標準報酬月額の遡及減額処理を行ったが、申立人に対しては、遡及減額対象の被保険者として届出を行ったことを伝達しなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年11月24日に行

われた、申立期間に係る標準報酬月額を 11 万円に遡って減額する標準報酬月額の随時改定及び定時決定の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、これらによる標準報酬月額の減額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額に係る記録を平成4年1月から同年9月までは47万円、同年10月から5年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年3月31日まで
年金事務所からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の記録が訂正されていることが分かった。

当該訂正後の標準報酬月額の記録は、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、平成4年1月から同年9月までは3年8月20日に定時決定により47万円で、4年10月から5年2月までは同年2月1日に随時改定により53万円で一旦記録されていたにもかかわらず、約3か月後の同年5月7日に、4年1月から同年9月までは随時改定として、同年10月から5年2月までは定時決定として、それぞれ8万円に遡及減額処理されている上、同日に、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日付けで申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理も行われていることが確認できる。

また、申立人と同様に、前述の遡及減額処理が、申立期間のうちの一部期間において事業主であった者を含む申立人以外の10人についても行われていることが確認できる。

さらに、法人登記の記録によれば、申立人は、申立期間中の平成4年6月26日にA社における取締役役に就任していることが確認できるが、オンライン記録により、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人

は、申立人は現場担当であったなどと供述していることから判断すると、前述の遡及減額処理に申立人が関わっていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月7日に行われた、申立期間に係る標準報酬月額を8万円に遡って減額する標準報酬月額の随時改定及び定時決定の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、これらによる標準報酬月額の減額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録により、4年1月から同年9月までは47万円、同年10月から5年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月5日は41万9,000円、17年7月7日は40万円、同年12月7日は40万5,000円、18年7月6日及び同年12月5日は51万8,000円、19年7月5日、同年12月5日及び20年7月7日は57万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月5日
② 平成17年7月7日
③ 平成17年12月7日
④ 平成18年7月6日
⑤ 平成18年12月5日
⑥ 平成19年7月5日
⑦ 平成19年12月5日
⑧ 平成20年7月7日

A社に勤務していた申立期間について、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人及びA社が提出した賞与明細書により確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成16年12月5日は41万9,000円、17年7月7日は40万円、同年12月7日は40万5,000円、18年7月6日及び同年12月5日は51万8,000円、19年7月5日、同年12月5日及び20年7月7日は57万1,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月17日に、事業主から申立人の申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、A社は、「申立人について、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除したが、当該事実の発生日より2年以内には当該届出を行っておらず、申立人の申立てに係る厚生年金保険料は納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該賞与総支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から平成 7 年 9 月までの期間、8 年 1 月及び同年 2 月並びに同年 8 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から平成 7 年 9 月まで
② 平成 8 年 1 月及び同年 2 月
③ 平成 8 年 8 月

私は、昭和 61 年 12 月から平成 9 年 8 月までは自営業をしていたが、経済的に国民年金保険料を納付することができなかつたので、区役所に相談に行ったところ、全額免除を勧められ、その時から毎年、免除申請を行った。

その後、国民年金保険料を納付できる時は納付し、納付できない時は免除申請を行った。

申立期間は、免除申請し免除されているはずなので未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録に当該期間の国民年金保険料が免除申請された形跡は見当たらない上、当該期間の免除申請手続は少なくとも 10 回必要となるにもかかわらず、その全ての記録管理が不備となることは通常考え難い。

また、申立期間②及び③については、オンライン記録に免除申請された形跡が見当たらない上、当該期間は 1 か月及び 2 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることから、免除申請した翌月又は翌々月に保険料を納付することは不自然であり、短期間の免除申請が行われたものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを

示す関連資料（国民年金保険料免除承認決定通知書、日記等）は無い上、免除申請についての申立人の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 49 年 3 月まで

A 市 B 区 C 町に転居して間もない頃、私自身が同区役所に出向いて、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。当時、同区役所は D 町にあったと思うが、窓口で納付したことを憶えている。領収書は発行されたと思うが、現在見当たらない。高額おほの支払いだったので、私の保険料は最初から納付済みとなっていると安堵やすどしたことを記憶している。

添付書類は無いが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が同市 B 区 C 町に住所を異動した直後の昭和 49 年 4 月に行われており、その当時は第 2 回目の特例納付の実施期間となるものの、上記被保険者名簿及び特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料が特例納付又は過年度納付された形跡は無く、ほかに申立期間について特例納付等が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の被保険者名簿及び特殊台帳では、申立人が国民年金に加入した当初の住所は、改製原戸籍附票とは異なる「A 市 B 区 C 町 氏名 E」とされているところ、昭和 57 年 6 月に申立人と婚姻した E 氏は、昭和 50 年度に、国民年金制度の始まりである 36 年 4 月から 48 年 3 月までの 12 年間の国民年金保険料を、3 回に分けて特例納付していることが確認できるものの、同氏は、この当時 43 歳のため特例納付を行わなければ将来無年金者となることから、行政側の勧奨により特例納付を行ったものと推認されるのに対し、申立人は当時 28 歳のため特例納付の勧奨年齢には該当しておらず、行政側からの納付勧

奨は行われなかったものと考えられ、同氏と同様に申立人が特例納付を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 6 月まで

申立期間①については、昭和 47 年 9 月に会社を退職し、実家の家業の手伝いをしていた。その際、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母が私の妹の分も含めて納付していた。

申立期間②については、昭和 53 年 4 月に結婚し、自営業の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが私だけ未納とされている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びその妹の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 2 月にそれぞれ払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその妹に係る A 市の国民年金被保険者名簿の昭和 47 年度欄には、国民年金保険料が未納であることを示す「未」と記載されていること、申立人の妹の国民年金保険料も申立人と同様に 48 年 4 月から納付済みとされていること、及び申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間当時の保険料の納付状況等が不明であることなどを踏まえると、申立人の母親は、申立人及びその妹の保険料を申立期間①直後の 48 年度から納付していたものとするのが自然である。

また、申立期間②については、申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと供述しているものの、A 市の国民年金収滞納一覧表によると、昭和 57 年 4 月から申立期間直前の 58 年 12 月までの期間について夫

婦の保険料の納付日は全て異なっていること、及び申立期間直後の 59 年 7 月から同年 11 月までの保険料については、申立人の夫は毎月現年度納付しているのに対し、申立人は同期間を含む同年 7 月から 60 年 3 月までの保険料を時効間際の 61 年 9 月に過年度納付していることなどから、申立期間②の保険料については、この時点では時効のため納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親及び夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳に達した時、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母は、性格的にきちんとした人なので、納付していないことは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が昭和 60 年 4 月から勤務していた A 社の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、オンライン記録には、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された形跡は見当たらず、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B 市の国民年金記録によると、国民年金加入受付日として平成 12 年 6 月 9 日が記録され、申立人が 20 歳到達時に遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行うまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立人の母親は申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、同居していた申立人の両親及び兄弟は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立人の母親が申立人のみを国民年金に加入させ、国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親の記憶は定かでなく、ほかに

申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 8 月まで

私は、会社を退職する際、会社から国民年金への加入を勧められ、母と一緒に A 市 B 区役所へ行き国民年金に加入し、国民年金保険料は私が金融機関で納付していた。

当時、経済的に余裕がなかったので、国民健康保険には加入できなかったが、国民年金だけは加入するよう言われ、加入手続をしたことを記憶している。

現在、所持している年金手帳には、当時住んでいた A 市 B 区の住所の記載がないため、この手帳は再交付されたものではないかと思われ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 10 月頃に A 市 C 区で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点において、申立期間は時効のため、国民年金保険料を遡って納付することもできない期間である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿、国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録では、申立人の同市 B 区における国民年金の加入記録は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳は、申立人が申立期間直前に勤務していた D 社の厚生年金保険被保険者資格を取得した際に発行されたものであり、再交付された形跡は見当たらないこと、同手帳及び上記被保険者名簿の住所欄には、申立人が平成 2 年 8 月から居住する同市 C 区の住所が最初に記載されていることなどから、申立人が国民年金に加入した時点では申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考え

えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで

申立期間については、自分で A 市 B 区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎回数千円を近くの金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人が 21 歳になった後の昭和 53 年 10 月に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続は行われたものと考えられ、この時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、申立人は、「国民年金の加入手続を行った後、保険料は定期的に納付しており、当時、前年度分の保険料納付を申し出たことは無く、社会保険事務所（当時）から納付書が送られてきた記憶も無い。」と供述している。

また、A 市 B 区役所が作成した国民年金保険料収滞納一覧表により、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を同年 12 月 12 日に納付し、同年 4 月から同年 9 月までの 6 か月分の保険料を同年 12 月 14 日に遡って納付しており、それ以後、3 か月ごとに定期的に納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料が納付された事跡は確認できない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことは無いと供述しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から13年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月から 13 年 7 月まで

昭和 63 年 12 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行った。平成 7 年に夫が事業所を開業したので、毎年確定申告の手続を行い、この際に納付した国民年金保険料は領収書を添付して、社会保険料控除の申告を行っている。当時、国民年金保険料は、毎月銀行の窓口で納付した。当時の確定申告書に添付した国民年金保険料の領収書が税務署に残っていれば、確認できると思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、確定申告の際に領収書を添付して社会保険料控除の申告を行っている旨申し立てしているところ、申立人から提出された平成 12 年及び 13 年の確定申告書では、それぞれ当該年に係る申立人及びその夫の国民年金保険料 12 か月分に相当する額が申告されたものと推認できるが、オンライン記録によれば、夫婦二人分の国民年金保険料は、12 年 1 月から同年 8 月までの保険料が同年中に納付されていることが確認できるものの、13 年 8 月から同年 12 月までの保険料は、15 年 9 月以降に納付されており、このほかに 12 年及び 13 年における保険料の納付実績は確認できない。このことから、仮に申立てどおり未納とされている申立期間の国民年金保険料を 12 年から 13 年に全て納付していたとしても、12 年又は 13 年の国民年金保険料の納付額は、確定申告書の申告額とは一致しない。

また、平成 14 年の確定申告書においても夫婦二人の 12 か月分の国民年金保険料に相当する額が申告されているが、オンライン記録において、同年 2 月及び同年 3 月は夫婦二人とも保険料の全額免除期間であり、この期間を含めて

同年中の国民年金保険料の納付実績は確認できないこと、及び管轄税務署から提出された15年及び16年の確定申告書についても、国民年金保険料の申告額は保険料の納付実績と一致しないことなどから、申立人から申立期間の保険料納付の根拠として提出された確定申告書における国民年金保険料の申告額は、申立人が実際に納付した国民年金保険料額を適正に反映したものとは考え難く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは認め難い。

さらに、申立人は、毎年の確定申告の際には国民年金保険料の領収書を添付して申告を行っていたと供述しているが、管轄税務署から提出された平成14年から16年までの確定申告書では、申立人が添付していたと主張する国民年金保険料の領収書は確認できない。

加えて、申立人は、当時、自営業の経営が苦しかったと供述しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直前の平成12年8月までの国民年金保険料については、ほぼ現年度納付していることが確認できるものの、申立期間直後の13年8月以降の期間については、保険料の全額免除期間を除き、おおむね納付期限から2年を経過する時効到達の直前に遡って保険料を納付していることから、申立期間についても保険料を納付する意思はあったとしても、時効により納付することができなかつた可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年10月まで

私の母は平成4年3月頃にA市B区役所に出向き、私と私の弟の国民年金の加入手続を同時に行うとともに、兄弟二人分の国民年金保険料を納付したと聞いているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月頃に申立人の母親が申立人及びその弟の国民年金の加入手続を同時に行い、兄弟の申立期間を含む過去2年間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、兄弟の国民年金手帳記号番号は、兄弟間で大きく離れている上、申立人及びその弟の記号番号の前後における被保険者の記録、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の弟が所持する年金手帳から、申立人の記号番号は同年8月31日に、申立人の弟の同記号番号は同年12月25日に別々に払い出されていることが確認でき、申立人の弟の記号番号が払い出された時点において、申立人の母親は、時効により兄弟二人の申立期間に係る国民年金保険料を一括納付することができなかつたことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成4年8月時点において、申立期間のうち、2年7月から同年10月までの期間は、国民年金保険料を過年度納付することが可能であったとも考えられるものの、兄弟二人分の国民年金保険料を遡って同時に納付したとの申立人の母親の主張とは符合せず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立期間直後の平成2年11月から3年3

月までの期間に係る申立人及びその弟の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるとともに、当該過年度納付された金額は、申立人の母親が当時納付したと申立人が主張する国民年金保険料額とも一致することを踏まえると、申立人の母親は、当該過年度納付された期間に係る納付額を申立期間を含む期間に係る納付額と混同して記憶している可能性が考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 12 月まで

私は、父に勧められて昭和 56 年に A 市役所において国民年金の加入手続きを行い、その後、父が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

しかし、私の年金記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

国民年金保険料の納付を証明する領収書等は持っていないが、父が納付しているはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親に勧められ昭和 56 年 4 月に A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれたと思うと供述しているところ、A 市役所が作成した申立人に係る国民年金被保険者台帳において、59 年 9 月 12 日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された旨の記載が確認でき、当該払出時点において、申立期間のうち、56 年 4 月から 57 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間のうち、同年 7 月から 58 年 12 月までの期間は、現年度納付の納期限を経過していることから、A 市役所が発行する納付書によって国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の被保険者台帳において、申立期間直後の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が、61 年 3 月 10 日に過年度納付の方法により納付されていることが確認でき、当該過年度納付の時点において、申立期

間は、時効により国民年金保険料を納付できなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間の保険料納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 61 年に年金手帳と納付書の送付を受け、厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料を郵便局で納付したが、このほど送付された「ねんきん定期便」により、申立期間が国民年金の第 3 号被保険者期間となっていることに気付いた。

年金事務所からは、国民年金第 3 号被保険者には国民年金保険料の納付は必要なく、納付書も発行されないとの回答を受けたが、昭和 61 年から納付書が発行されており、この納付書で国民年金保険料を納付していたことは間違いない。

私は、確かに申立期間の国民年金保険料を納付しているのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年に年金手帳と同時に納付書が送付されてきたので、国民年金保険料を郵便局において納付したと主張しているところ、申立人の夫が申立期間当時加入していた A 共済組合 B 支部に照会した結果、同支部では、「国民年金第 3 号被保険者制度の発足当時、職員に国民年金第 3 号被保険者該当届申請書を提出させ、提出を受けた申請書を職員の配偶者の住所地の市役所・町村役場に郵送で提出した。」と回答しており、申立人については A 共済組合 B 支部から C 市 D 区役所に国民年金第 3 号被保険者該当届を提出したことにより、申立人は、国民年金第 3 号被保険者資格を取得したものと認められる。

また、C 市 D 区役所が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿において、昭和 61 年 6 月 25 日に申立人の国民年金第 3 号被保険者該当届が受け付けられ、同年 4 月 1 日に遡って国民年金第 3 号被保険者の資格を取得し、申立人

に国民年金手帳記号番号が同年7月29日に交付されたことが記載されており、この記録はオンライン記録と一致している上、C市では、区役所が保有する電算システムでは、国民年金第3号被保険者への国民年金保険料の納付書の発行はできなかったと回答していることから、行政側が、国民年金第3号被保険者の資格を取得している申立人に対して、4年間の長期にわたり国民年金保険料の納付書を継続して送付していたとは考え難く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 6 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
③ 平成 6 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間①及び②の被保険者記録が無いことが分かった。昭和 61 年 3 月末日まで A 大学（現在は、B 大学）医学部附属病院に勤務していた申立期間①については、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 3 月 31 日、平成 6 年 7 月末日まで C 病院に勤務していた申立期間②については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 7 月 31 日と記録されている。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、D 病院に勤務していた期間のうち、申立期間③に係る標準報酬月額が、私が所持する給与支給明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されているので、申立期間③に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、B 大学医学部附属病院が提出した申立人に係る人事記録及び人事異動通知書によれば、「昭和 61 年 3 月 30 日限り退職した」との記載が確認でき、申立人が A 大学に昭和 61 年 3 月末日まで勤務していたことを確認することができない。

また、B 大学医学部附属病院は、「申立期間①当時、当大学における申立人の採用時の身分は国家公務員の非常勤職員であり、任用期間は昭和 61 年

3月30日までの期間となっていた。申立人は同年3月末日まで在職していないため、給与から同年3月分の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人のC医院における離職日は平成7年7月30日であることが確認でき、申立人が同年7月末日まで同医院に勤務していたことを確認することができない。

また、C医院は、「申立期間②当時の人事及び社会保険の関連資料は保管していない。」と回答している上、同医院に係るオンライン記録により申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立人は、申立期間③の標準報酬月額の変動について申し立てしているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立人が提出した平成6年9月から同年11月までの期間に係る給与支給明細書により、申立期間③における給与支給月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、当該オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間③に係る申立人の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡はうかがえない。

さらに、E厚生年金基金が保管する、申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届によれば、申立人の資格取得時である平成6年8月1日における標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月27日から32年4月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A社に昭和32年3月31日までの期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、A社は、昭和29年3月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同年3月2日から32年4月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、前述の適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記簿により昭和32年1月10日に解散していることが確認できる上、申立人及び当時の事業主は死亡しており、申立人の妻は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、前記の事業主は、申立人と同日の昭和29年2月27日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、当該被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる同僚二人は、申立事業所を退職した理由について、申立事業所が休業又は倒産したためであ

ると供述している。

加えて、前述の被保険者名簿の「資格喪失年月日」欄には、社会保険事務所（当時）が昭和 29 年 4 月 15 日に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失届を受理した旨記載されていることが確認できるとともに、健康保険被保険者証を回収したことを表す「証回収済」の押印が確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の妻は、「A社が、昭和 31 年 10 月にB県に移転した。」と供述しているものの、B県においてA社としての法人登記の記録は確認できず、B県に所在するC社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A社の事業主は、申立期間中に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる経理を担当していたとする同僚一人は、「A社の事業主は、元々、C社E事業所の重役であり、申立事業所を譲渡後、C社D事業所の重役として、復帰した。」と供述していることから、C社D事業所に係る適用事業所名簿を確認したが、当該名簿において、同社D事業所は昭和 30 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち、29 年 2 月 27 日から 30 年 3 月 31 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、32 年 4 月 1 日であり、当該記録はオンライン記録と一致している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 11 日から 61 年 10 月 1 日まで

A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 4 月 1 日から私が会社を新しく設立し独立した 63 年 10 月 1 日までの期間において、A社又は同社の関連会社であるB社に途中で退職することもなく勤務していたことは間違いない。申立期間において、私の兄弟3人には、A社の厚生年金保険の被保険者記録が有り、私のみ被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社又はB社に勤務していたと申し立てているものの、雇用保険の被保険者記録により、申立期間の始期である昭和 59 年 9 月 10 日にA社を離職し、同日付けで離職票が交付されていることが確認できる上、申立期間の終期である 61 年 10 月 1 日に雇用保険被保険者の資格を再度取得していることが確認でき、この記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも符合する。

また、昭和 59 年 7 月にB社の事業を継承したとする事業主は、「申立人は、当社の事業継承時の業務の引継ぎ及びその指導に従事するために、支配人として採用したが、厚生年金保険等には加入させない雇用契約であった。厚生年金保険等に加入させない代わりに高額な給与を支給していた。当時は約 17 人の従業員がいたが、当社での勤務が長続きするか否か不明であったため、従業員のうち、希望者のみを厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、A社の関連会社である、B社、C社、D社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いこ

とから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、適用事業所名簿により、申立人及び同僚が同じくA社の関連会社であると供述しているF社及びG社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

加えて、前述のA社に係る被保険者名簿には、申立人の申立期間において、「任」との記載があるところ、当該記載から判断すると、申立人は、申立期間当時、健康保険任意継続被保険者であったことがうかがえる。

また、A社及び同社の全ての関連会社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、A社の事業主であった申立人の父親は死亡していること、及び申立人を記憶する同僚からは、申立人の勤務期間を特定できないとする供述しか得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から14年8月1日まで

新聞広告を見て、私の妻と共にA社に入社し、私及び私の妻は住み込みで寮の管理業務に従事していた。私が受け取っていた給与額は、私の妻が平成9年7月末に退職するまでの期間は約28万円であり、私の妻が退職した以降の期間は約23万5,000円であった。

しかし、A社における申立期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取った給与額よりも低い金額で記録されているので、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取った給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が保管する申立期間の一部期間である平成13年4月、同年7月、同年8月及び同年10月分の給料支払明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額は、当該月において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、当該明細書により、標準報酬月額15万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、当該標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社の事業主、及び同社が社会保険関係の業務を委託していたとする社会保険労務士事務所、並びに同社に係るオンライン記録により、申立期間

当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の主張を裏付ける関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、上記のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 県立 B 専門校修了時に、就職先として C 社を紹介され、同社に正社員として入社した。

常に現場で勤務していたため、経理事務のことは分からなかったし、また、若かったため年金にも関心が無かったが、A 県立 B 専門校が交付した「修了時の就職先の証明」と 21 歳の時に書いた履歴書を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県立 B 専門校が交付した「修了時の就職先の証明」により、申立人は、昭和 62 年 3 月 23 日に同校を卒業し、その際の就職先が C 社であることが確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社へ入社したことは推認できる。

しかしながら、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、同社が申立期間前の昭和 48 年 6 月 1 日から加盟していた D 厚生年金基金は、申立人が同基金の加入員であった記録は確認できないと回答している。

また、前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「採用された当時、厚生年金保険に加入させてもらえない試用期間があった。」と供述している上、申立人について A 社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないものの、申立期間の直前に同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚 6 人のうちの 3 人については、当該資格取得日が雇用保険被保険者資格の取得日より約 1 か月から約 8

か月後になっていることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月20日から36年8月5日まで
② 昭和36年8月13日から37年3月10日まで

前の会社を退職して、郷里で約4か月間過ごした後、私の友人の紹介でA社に入社し、その後転職するまでの期間において、同社に継続して勤務していた。その間、健康保険被保険者証を使用して病院で診察を受けた記憶もある。同僚の名前も数人記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、少なくとも昭和35年9月1日以前から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和36年8月5日と記録されており、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人の被保険者資格の取得日は、各人が記憶している勤務開始時期より約1年から4年遅れている上、他の同僚二人も、「試用期間があり、入社時期から数か月間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述していることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

2 申立期間②について、前述の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 36 年 8 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、37 年 3 月 10 日に同資格を再度取得していることは確認できるが、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者の資格を一旦喪失し、再度取得していることが確認できる同僚 7 人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できず、供述も得ることができなかった一人を除く 6 人の供述などから判断すると、A 社における厚生年金保険の被保険者記録とそれぞれが供述する勤務実態が符合していると認められるとともに、複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間②における勤務実態を推認できる具体的な供述を得ることができない。

3 適用事業所名簿によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡し、事務担当者二人も連絡先不明又は既に死亡しているため、これらの者からは、申立人の申立期間における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 15 日から 60 年 2 月 1 日まで

昭和 48 年 10 月に結婚し、その後、私の夫の勤務先である A 社へ入社し、同社が倒産する 60 年 2 月 1 日までの期間において夫とともに勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格を 50 年 9 月 15 日に喪失した記録となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社の監査役であったと供述しているが、同社に係る法人登記簿謄本からは、申立人が監査役であった記載は確認できず、申立期間において、監査役として同法人に在籍していたことは確認できない。

また、申立期間は 9 年 5 か月間と長期間にわたっており、その間、申立人は、経理事務に従事していたと供述しているが、経理事務に共に従事していた者を始めとして従業員の名前を一人も記憶していないところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 10 人以上の者（うち、経理事務を担当していたと供述する者 3 人を含む。）のうち、ほとんどの者は、専務取締役であった申立人の夫を記憶しているものの、申立人については、全員が「記憶に無い。」、「常用的な勤務実態は無かった。」、「勤務実態は不明である。」とそれぞれ供述しており、申立人の親族である申立期間当時の事業主及び同じく申立人の親族である同僚の一人からは、継続して勤務していたとの供述は得られているものの、申立人の申立期間における勤務実態を推認することは困難である。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 50 年 9 月 15 日と記録されており、申立人の申立期間に係る厚生

年金保険の被保険者記録は確認できない上、同年9月20日に健康保険被保険者証を返納したことを示す記録も確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から 47 年 1 月頃

首都圏の A 区 B 地区の商店街の中にあった C 事業所又は D 事業所で、販売業務に従事した昭和 46 年 4 月頃から半年ないし約 1 年の期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の所在地、電話番号及び業種に係る申立人の記憶と、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述が一致することなどから判断すると、申立人が勤務していたと主張している C 事業所又は D 事業所は E 社であると認められるとともに、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、法人登記の記録により、E社の会社設立は昭和 27 年 1 月 18 日であることは確認できるが、適用事業所名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなるのは、申立期間終期から約 15 年後の 62 年 9 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる現在の取締役は、「申立期間当時の資料は保管していないが、申立期間当時は、健康保険については国民健康保険組合に加入しており、年金については、厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間は、従業員各個人で国民年金に加入してもらっていた。」と回答しており、同様に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 4 人（うち、一人には、申立期間の始期より前の昭和

38年11月からのE社における雇用保険の被保険者記録、別の一人には53年7月からの同社における雇用保険の被保険者記録がそれぞれ確認できる。)からも同様の供述が得られているところ、オンライン記録において、当該同僚4人全員に、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなる前の期間に係る国民年金の被保険者期間が確認できる。

さらに、前記の取締役は、申立期間当時の事務担当者は記憶にないと回答していることから、事務担当者からは、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述等を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3279（事案 2082 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月1日から63年7月1日まで

私が代表を務めていたA社（申立期間中の昭和62年7月1日にB社に名称変更）で勤務していた期間について、年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、記録の訂正が認められなかった。

今回、i) A社に係る昭和55年11月1日付けの健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていないこと、ii) B社に係る63年7月1日付けの同新規適用届が提出されていないこと、iii) 申立期間中の保険料納付の有無の3点を再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 適用事業所名簿により、申立期間において、A社及びB社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和55年11月1日以降、申立期間に行われるべき定時決定の記載も一切無いことから判断すると、社会保険事務所（当時）が遡及して健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の処理を行うなどの不自然な処理を行ったとは認められないこと、iii) 申立期間は7年以上にわたっており、この間、毎月の厚生年金保険料等の納付並びに少なくとも7回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定の機会があったと考えられ、これらの機会の全てにおいて社会保険事務所と事業主である申立人との間で厚生年金保険の加入について認識が異なっていたとは考え難いこと、iv) 元従業

員の一人が、申立期間、特に申立期間の始期当時、経営は大変厳しかったと供述しているところ、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった63年7月1日の2か月前である同年5月1日に雇用保険の適用事業所に該当していることが確認できることなどから判断すると、事業主である申立人が、社会保険事務所の記録どおりに健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届及び同新規適用届を提出していたとしても不自然ではないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月13日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てにより記録の訂正が認められなかったことに納得できないとして、3点を挙げて、再調査を申し立てているが、当該3点については、前回申立て時において検討済みであり、今回の再申立てに当たっては、申立人からは、新たな資料や事情は提示されていない。

また、前回申立て時には、年金事務所から、B社に係る健康保険厚生年金保険の新規適用関係の書類は確認できないとの回答を受けていたが、今回、同書類の一部である健康保険厚生年金保険（新規）適用事業所概況書及び誓約書が、年金事務所に保管されていたことが確認され、当該書類には、昭和63年6月8日付けの社会保険事務所の受付印、届出者として、同社の法人印並びに代表者である申立人の署名及び押印が確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社B支社C事業所（現在は、D社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。履歴表の記録により、昭和 40 年 11 月 1 日から臨時雇用員として就労していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びD社が提出した履歴表の記録により、申立人は昭和 40 年 11 月 1 日から臨時雇用員として就労し、41 年 4 月 1 日に準職員となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 40 年 12 月 1 日となっており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

また、D社は、「当時の社会保険に係る関連資料を保存していないため、申立内容を確認できない。」と回答しており、E共済組合は、「当時、臨時雇用員は共済組合に加入させていないが、現場単位で厚生年金保険の適用事業所になっていたところがあり、当該事業所において臨時雇用員として勤務し、かつ、勤務日数等の条件を満たした場合に厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているほか、A社の事業の一部を移管しているF機構は、「臨時雇用員等については、昭和 38 年に臨時雇用員等社会保険事務処理規程が定められているが、臨時雇用員等に係る厚生年金保険の具体的な取扱いについては分からない。」と回答しているところ、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」（昭和 38 年 9 月 7 日制定）によれば、健康保険及び厚生年金保険の被保険者につ

いて、「日々雇い入れられる者であって、1箇月をこえて引き続き使用された場合」などの規定が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立人と同様に、昭和40年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、その後、E共済組合の組合員となっている同僚8人の雇用保険被保険者資格の取得日を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる上、このうちの同僚2人に聴取したところ、いずれも、「昭和40年11月1日に臨時雇用員として入社し、1か月後の同年12月1日に厚生年金保険に加入した。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、臨時雇用員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 31 日まで

A社における申立期間に係る標準報酬月額が、59 万円から 30 万円に訂正されていることが分かった。私は同社の代表取締役として、申立期間当時、厚生年金保険からの脱退に係る記憶はあるが、申立期間に係る標準報酬月額の訂正に係る手続を行った記憶は無いので、申立期間に係る標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 59 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日の後の平成 9 年 11 月 4 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が遡って 30 万円に訂正されており、また、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった同年 8 月 31 日に、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、当該処理日も同年 11 月 4 日であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は申立事業所の事業主であることが確認できるところ、滞納処分票によれば、申立期間当時、申立事業所は継続的に厚生年金保険料等の滞納処理について社会保険事務所（当時）と折衝していることが確認できるほか、前述の標準報酬月額の訂正日である平成 9 年 11 月 4 日に、申立人が社会保険事務所に申立事業所に係る「適用事業所全喪届」を持参したこと、及び健康保険任意継続被保険者資格の取得についての記録が確認できることから、申立期間に係る標準報酬月額の訂正処理に関して、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 30 日から 7 年 1 月 17 日まで

A社に運転手として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社において申立期間を含め継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る関連資料は保存していない。申立期間当時、業績の悪化に伴い、勤務していた一部の従業員について厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行っていたと思われるが、当該従業員について、被保険者資格を喪失させた期間に係る給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録から、申立期間当時、申立人と同様に、雇用保険の被保険者記録が継続していることが確認できるものの、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、その後、同資格を再度取得している複数の同僚が確認できるところ、このうちの同僚一人は、「A社において仕事量が減った時期があった。当時、私の場合も申立事業所に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間がある。」と供述している上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人は、「申立人に係る記憶は無いが、正社員以外に、自ら車両を持ち込んで勤務していた者もいたことから、勤務形態によって、厚生年金保険の加入に係る取扱いが異なっていたのではないかと推察される。なお、従業員の中には、A社から

同社の関連会社であるB社に異動した者もいた。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも勤務していた全ての期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録では、申立人のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 6 日から 51 年 4 月 21 日まで

A社B工場に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、当時の給与支給額に見合う報酬月額に比べて低い金額となっている。当時の給与支給額は 20 万円を超えていたと思うので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立事業所は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る資料は保存していないものの、申立人に係る『厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』及び『健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』により、年金事務所の記録どおりの届出を行っていることが確認できることから、当該届出に基づく厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答しているところ、「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において確認できる標準報酬月額は、前述の被保険者原票における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「給与明細書は保存していないが、当時、時間外手当が多く支給され、基本給は低く抑えられていたと記憶しており、私自身の標準報酬月額に係る事務手続は適正に行われていたと思う。」と供述している

ほか、申立人の同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年5月1日から26年5月1日まで
② 昭和26年11月15日から28年10月21日まで
③ 昭和29年8月1日から59年8月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②、B社（現在は、C社）に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者となっているが、当時、坑内作業の監督及び技術者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人は厚生年金保険の第1種被保険者となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立事業所の業態欄は建設業となっており、「坑内従事者なし」との記録が確認できるほか、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和24年1月1日から申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した28年10月21日までの期間において、厚生年金保険の第3種被保険者となっている者は確認できない。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であり照会することができない。

加えて、前述の被保険者名簿により、申立人と同様に坑内業務に従事していたとして申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者種別は第1種被保険者であることが確認できる上、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無い。私は坑内作業の監督として勤務していたが、技術者で

あったので、厚生年金保険の第1種被保険者となっていることに問題は無い。」「申立人に係る記憶は無い。当時、私の同僚は各地の事業所に派遣され、坑内作業に従事していたが、私の場合も厚生年金保険の第1種被保険者となっている。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、坑内作業に従事していたとする全ての従業員について厚生年金保険の第3種被保険者として加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

2 申立期間③について、B社本社、同社D支社、同社E支社及び同社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、並びに申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、いずれも、厚生年金保険の第1種被保険者となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿及び被保険者原票により、それぞれ、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得している860人について、厚生年金保険の被保険者種別を確認したところ、第3種被保険者となっている者は確認できない。

さらに、申立人が提出した昭和51年5月及び同年6月の給与明細書では、厚生年金保険の第1種被保険者に係る厚生年金保険料が控除されており、第3種被保険者に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、C社は、「当社は、平成15年にB社とC社が合併した会社であるが、B社に係る社会保険に係る関連資料は保存されておらず、申立内容を確認することができない。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿により、申立人と同様に坑内業務に従事していたとして申立人が名前を挙げた同僚二人の厚生年金保険の被保険者種別は、第1種被保険者であることが確認できる上、それぞれ、「当時、私と申立人は、1日に8時間を超える坑内業務に従事していたが、B社は、建設業の会社であったので、全ての従業員を第1種被保険者として取り扱っていたのではないかと思う。」「B社は坑内の掘進作業を請け負っており、私と申立人は監督として、1日に8時間以上は坑内業務に従事していたが、私の場合も第1種被保険者となっている。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、坑内作業に従事していたとする全ての従業員について厚生年金保険の第3種被保険者として加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 4 月 1 日に A 医院（現在は、B クリニック）で勤務を開始したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A 医院に出勤したのは昭和 61 年 8 月 30 日までの期間であったが、翌日が日曜日で勤務を要しない日であり、同年 8 月 31 日までの期間において在籍していたことになると思うので、同医院を月途中で退職した記憶は無く、継続して勤務していた。」と申し立てているものの、A 医院の事業主は、「退職日は、従業員との話合いで決めたと思う。従業員は必ずしも月末までの期間において勤務又は在籍していたとは限らず、従業員の中には月の途中で退職する者もいた。申立人は、昭和 61 年 8 月 30 日に退職したと思う。」と回答しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の中には、月途中の日付で厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が多くいることが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、従業員について必ずしも月末付けの退職とする取扱いであったとは限らないことがうかがえる。

また、上記複数の同僚のうち連絡の取れた者に照会したところ、申立人が申立期間において申立事業所に在籍していたことをうかがわせる供述が得られないところ、前述の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 31 日に同資格を喪失しており、この記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立事業所の事業主は、「申立人は昭和 61 年 8 月 30 日までの勤務期間となっていたので、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚に照会しても回答が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等についての供述が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。